

松江市告示第553号

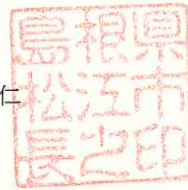
市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路線名	供用開始の 起 終 区 間 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
15858	松 崎 島 1 号 線	松江市西尾町字梅面938番7地先 " " 字手貝沖1548番2地先	令和5年11月30日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 ●○○○○○○○○▶ 松崎島1号線

